

【委員会記録-平成19年9定-20071003-000004-文教常任委員会】

行田委員

6月の常任委員会では、かながわ教育ビジョンの案の中で、小・中・高校の教員が日々感じていることとして、授業の準備や教材研究等の時間がとれないというデータを取り上げ、これは喫緊の課題であるが、現場改善はなかなか進んでいないということについて質疑させていただきました。

先日いただきました、かながわ教育ビジョンの12ページを見ますと、前回いただいたものより、教育ビジョン策定の背景として、この点について大きく掲載されています。ビジョンの次は、計画と具体的な行動が重要になるわけですが、ビジョンのとおり、誰が考えても問題は極めて重大で、一刻も早く対処しなくてはならないことだと思います。6月の定例会から3箇月が経過しましたが、この3箇月間で、どのような対策を実施してきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

教職員課長

前回、6月定例会では教員の勤務状況の統計調査等について説明させていただきましたが、その後ということでお答えさせていただきます。まず、私ども教職員課主体で作成させていただきました人材確保・育成基本計画に向けた提案ということで、この3月から7月まで、若手、中堅教員を中心とした検討チームを設け、7月の最終回の場面で、意見を率直に述べていただき、現場の教員の実態を聞くという場面を設けました。

そうしたことを踏まえまして、8月に入り、教育局各課の副課長、そして小学校、中学校及び高等学校の副校長、教頭、市の教員等にもメンバーにも加わっていただき、教員の勤務実態に係る検討会を新たに設けさせていただきました。この検討会では、勤務実態の現状把握、原因の分析、それから必要な見直しに向けた具体的な方策についての検討ということを目的として設置させていただきました。そして、9月に入り、各課の担当職員による部会を開催し、第1回目の検討会をこの9月27日に開催させていただいたところでございます。

こういった場に出ている意見といたしましては、小学校の教員からは、1対1でないと学習が身に付かない子供が増えてきているという意見、また、小学校であっても、高学年になると子供たちの帰宅時間が3時を過ぎ、その後に休憩時間をとらざるを得ず、その後で仕事をする事から、非常に時間が限られている、また、中学校では、部活で6時半まで残り、その後に保護者対応や成績処理をしている、そして、高校では、観点別評価の導入に伴い、子供たちに説明する資料がち密になってきており、さらに、各校種からは、保護者対応が非常に難しくなっている、などの意見がございました。こういった意見を踏まえまして、今年度末に向けて、この検討会を中心に一定の方向性を出すための検討を積み重ねてまいりたいと思っております。

行田委員

取組を進めているということと年度末までにまとめるという話も分かりました。

県教育委員会だけではなく、市教育委員会が関連する話ですから一気にということもできないと思いますが、短期的、長期的に効果を見越して、早く手を打たなければいけ

ないもの、例えば、県から指示をしている資料の作成は何件あるのでしょうか。

教職員課長

ただ今申し上げました、1回目の検討会に際しまして、教職員課が関係各課に対しまして、10月下旬までに、昨年度1年間でどのような調査を実施したのか、その実績表を検討会に提出するようお願いしているところでございます。

行田委員

やっているのは分かりますが、問題点を把握し、それを解決しなければならないと思っているのであったら、自分たちが何をやらせているかというのを3箇月も放っておけないと思います。いろいろな言い分はあると思うのですが、中・長期的なものを含めて、電光石火で具体的な手を打つためには問題の把握が一番重要であって、県教育委員会の解決への勢いというものを肌で感じるような対策を早急にとっていただくことを要望させていただきます。

もう一つ、確認したいと思います。

我が会派の代表質問の中にスクールゾーンの話がありました。スクールゾーンにおいて、通学途中に痛ましい事故が発生し、それに対応して、新たに県教育委員会、警察本部、道路管理者等の関係機関で構成するスクールゾーン重点対策協議会を設置し、互いに連携・協力を進めながら、子供たちの安全強化を図っていくという答弁がありました。これは、我が会派では大変重要な問題としてとらえておりまして、本会議が終わった後も議論があり、いろいろな意見もいただきました。そこで、教育委員会はどこまで連携を進めているのかということで、県警に連絡しましたところ、県警では、まだそこまでは考えていないという話で、温度差がありました。やると言っておりますが、大変温度差があるのです。スクールゾーンだけではなく、学校の通学路も含めての問題だと思えますが、現段階では関係機関との打合せの状況はどのようになっているのでしょうか。

保健体育課長

スクールゾーン重点対策協議会についてのお尋ねですが、設置につきましては、本会議の質問に当たりまして、事前に県土整備部あるいは県警本部に、設置の目的、取組内容等の案をお示しし、事前に事務レベルの調整をしております。

行田委員

問題を認識し、把握しているということであれば、今後どのようにしていくかということになります。具体的にいつまでに何をするのか、考えているところがありましたら教えていただきたいと思います。

保健体育課長

今後の推進に向けての取組につきましては、構成員になる方々との細部にわたる調整が必要になると考えておりますので、主な関係機関であります県警察、道路管理者、市町村の教育委員会関係者等と正式な準備を早急に行い、今年度中のできるだけ早い時期に、県教育委員会として責任を持って設置したいと考えております。

行田委員

その点については、よろしく申し上げます。

昨日の伊藤委員の質疑と重なり恐縮ですが、不登校、ひきこもり、それに伴うフリー

スクール等への対応に関して質問させていただきます。

本件につきましては、昨日の伊藤委員、そして各会派におきましても、定例会の代表質問等でも取り上げられ、解決に向け総力を上げて取り組むべき課題になっていると認識しております。

御存じのとおり、本県は、不登校児童・生徒が全国一の状況であります。また、これは本県だけではなく全国的な傾向であり、学校や教育委員会だけでなく、社会全体で受け止めるべき深刻な問題であるにとらえています。

一口に不登校と言いましても、週に1日、2日と断続的に休み、年間30日の欠席となってしまう児童・生徒もいれば、長期的に全く学校に来ることができない児童・生徒もいます。その中で最も重要だと思うのは、長期間学校をずっと休んでいる児童・生徒だと思っています。学校に長期間来ることができないでいるうちに、子供たちは社会とのつながりも薄れてしまい、そのままひきこもってしまうのではないかと危惧しています。そこで、最初に伺いますが、神奈川県全体で、長期間いわゆる180日間、全く学校に来ていない児童・生徒をどのように把握しておりますか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

180日以上学校に来ていない児童・生徒数でございますが、本県の独自調査によりますと、小学生は277名で不登校児童の13.5%、中学生は1,196名で不登校生徒の15.3%という数字でございます。

行田委員

高校については、数字を把握していないのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

高校につきましては、正確な数字は把握できていないところです。

行田委員

ある意味で18歳以上のひきこもりは社会問題化しており、教育委員会は関係ないと言われたらそれまでですが、このような現実を考えますと、高校生までの調査を早くしていかなければいけないのではないかと考えています。すべてが分かっているわけではないのですが、厚生労働省や文部科学省では、最近は高校生の数字も取り始めていると認識しておりますので、現状把握をしていくべきではないかと思えます。

次に、基本的なことですが、確認のために話しておきます。憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」そして、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあります。

釈迦に説法で申しわけないのですが、普通教育とは何かという諸説を見てみますと、障害による学習上または生活上の困難を特に有しない、一般の児童・生徒・幼児を対象とした教育であり、特別支援教育に対置される概念であるということです。もし認識の違いがありましたら指摘していただきたいと思います。これを前提に話を進めていきたいと思えます。

現在、学校に行くことが困難な児童・生徒の居場所として、公的な適応指導教室、私的なフリースクール、そして自宅、この三つが居場所だと認識してよろしいでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

そのとおりでございます。

行田委員

県教育委員会が把握されています適応指導教室には、どのような子供たちが通っているのか、また、その通っている子供の人数、一方で、フリースクールに通っている子供たちの人数。さらに、学校、教育委員会、フリースクールの連携について伺います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

平成18年度の調査によりますと、1,402人の不登校児童・生徒が適応指導教室に通っておりまして、内訳といたしましては、小学生が298人、中学生が1,104人となっております。また、適応指導教室にどのような生徒が通っているかということでございますが、やはり30日以上欠席した場合が不登校ということになります。30日ぐらいの欠席の子供ですと、かなり学校に通えている状況でございます。適応指導教室やフリースクールに通う子供たちは、学校にほとんど来ていないという状況であると把握しております。また、文部科学省の調査で、平成18年度に本県でフリースクール等の民間施設を利用した不登校児童・生徒が240人となっております。なお、先ほど高校の不登校生徒数を把握していないとお答えしましたが、平成17年度の高校の不登校生徒数は2,285人でございます。

行田委員

不登校になっている子供たちが、全員適応指導教室に来ているわけではないと思いますが、どうなのでしょう。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

不登校児童・生徒数が9,800人余りで、適応指導教室に通っている児童・生徒は1,402人、また、フリースクール等に通っている児童・生徒が240人でございますので、これらに通っていない生徒の方が多くなっている状況でございます。

行田委員

県教育委員会だけでなく、県として様々な連携や支援を行っていると思いますが、具体的に県として、フリースクールにどのような支援をしているのでしょうか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

フリースクールへの支援というお話でございますが、教育委員会として直接的な支援ということではなく、以前までは、学校とフリースクールは余り連携がとれていない状況がございましたが、本県では連携をする必要があるという認識の下、平成18年2月に学校フリースクール等連携協議会を、全国に先駆ける形で立ち上げたところでございます。そこでは、フリースクール関係者と学校教育関係者が集まり、不登校に関する情報交換、意見交換、協働事業等を通しまして、お互いに理解を進め、具体的な連携、協働の方策について協議をしているところでございます。

具体的な協働事業といたしましては、昨年从不登校相談会及び進路情報説明会を行っており、今年度は新たにフリースクール見学会を実施しているところでございます。

不登校相談会及び進路情報説明会につきましては、不登校児童・生徒やその保護者の不登校や進路に対する不安を少しでも和らげ、子供たちの社会的な自立を支援するとい

うことで、大きな役割を果たしていると考えております。また、学校関係者はフリースクールの活動状況がまだ十分に分かっていないという現状がございますので、フリースクール見学会を通しまして、相互理解が一層深められるものと考えております。その他にも、県提案型の事業といたしまして、不登校児童・生徒サポートプログラムのモデル事業、不登校対策ファミリーサポート事業等を行っているところでございます。

行田委員

県として、様々な連携・支援をしていることは分かりました。私は地元横浜のフリースクールを回り、全部分かっているわけではないのですが、そこに通う子供たちの保護者やひきこもりの子を持つ保護者と会いました。そこで、決まって話題になるのは、ひきこもった子供たちは、出ていける場所がほしいが、顔見知りがいるような所には行きたくないということです。これは、どういうことかということ、県では不登校の子供には適応指導教室を準備していますが、そこが義務教育の場になるということはかなりきついということだと思いました。180日以上学校に来ない不登校、ひきこもりと呼ばれる子供たちは、実はそこにはなかなか行けないという事実が見えてきました。要は、教育委員会の管理下の外で過ごしているということです。県教育委員会は、こうした学校に行けない子供たちの状況をどのように把握しているのでしょうか。そもそも、そうした子供を学校は把握し、教育する義務があるのかどうなのか、所見を伺います。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

学校に行けず、適応指導教室にもなかなか行きづらいというようなことで、様々なフリースクールが運営されているということは承知しており、各学校では、子供たちの状況を十分把握した上で、家庭訪問等の対応をしているところでございます。しかし、学校に来ることができない子供たちにつきましては、適応指導教室は市教育委員会が設置するものでございますので、一人一人の児童・生徒の状況について情報交換をするとともに、フリースクールにつきましては、情報連携はそれほどとれていない状況もございますので、学校とフリースクールがお互いにその子供についての情報をとれるよう、様々な事業を進めているところでございます。

行田委員

よく分かります。学校の先生は時間を作り、その子1人のために足を運ぶという現実もあると思います。また、フリースクールにお願いして情報を得るという場合もあると思います。

私の確認した範囲でも、公立学校では、不登校の子供がフリースクールに通っている場合、フリースクールと連携して、その子供がどのような勉強をしているのか、どのくらい通っているのかを、先生は一生懸命情報を得ようとしております。ばらつきはあると思いますが、どうして連携しているのかと言えば、それは学校に来ることができない子供は義務教育だから、自分たちが管理しなければいけないという思いがあるからだと思うのです。そうした意味から、私はフリースクールというのは、義務教育を肩代わりしているという見方をしています。ただし、フリースクールとは言っても、公教育をばかにするような、また学校との連携もできないようなフリースクールは別問題であるとはっきり言っておきます。あくまでも、意思の疎通ができるフリースクールに関してです

が、フリースクールは、狭間の教育機関と言われており、NPOやボランティアの精神で支えられており、その経営は本当に厳しいものがあります。

確認しておきたいのですが、県ではフリースクールに通うには幾らくらいかかると認識しておりますか。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

フリースクールには様々ございまして、金額等にもかなり差があると承知しておりますが、一般的な所では、毎月数万円程度の授業料を支払っていると考えているところがございます。

行田委員

私も、大体2万円から7万円くらいと思っております。お金がある場合はいいのですが、様々な家庭状況の中、途中でフリースクールをやめざるを得ないという児童・生徒もいるという実態も確認しております。こうしたときに、忘れてはいけないのは、これは個人の問題というよりも公教育が抱えている問題であるということです。そこで、公的支援の必要性を考えるわけですが、県のフリースクールへの支援は、先ほど室長の方からも答弁いただきましたとおり、協働事業、不登校相談窓口等の事業への補助金や委託料であり、平たく言いますと、イベントへの支援であり、通常教育活動や学校運営費に対する支援ではありません。教育委員会に提出する報告書の作成は大変であり、補助金をもらうために敢えてイベントを行っています。運営のために補助金が必要で申請したが、もらった後が大変なのでもうやめたという話も聞きました。

実は、この委員会の前に、教育委員会と県民部に、過去5年間の委託事業費や、補助金を受けたフリースクールのリストを出していただきました。本来なら、申請して事業費の補助を受けてもおかしくない大手も継続で受けておらず、申請していないという事実があり、その学校に確認しましたら、先ほど指摘したとおり、支援した金が使いにくいという話でした。性悪説で言いますと、管理が厳しく活動が制限されるということで、いわゆる規制緩和問題と根っこは同じではないかと思っております。そこで、質問ですが、フリースクールは義務教育を肩代わりしていると見ることはできるわけですが、なぜ委託事業でなくてはならないのでしょうか。先生の給与、教科書、光熱費等で使う運営費ではどうして駄目なのか、これをお聞かせください。

子ども教育支援課児童生徒指導室長

県教育委員会では、委員お話しのとおり、委託事業、協働事業という形での事業連携を図っているところございまして、最終的には事業を実施した場合の報告書等の提出もしていただいているところがございます。フリースクールへの支援につきましては、今まで学校教育という範ちゅうで行ってきておりますので、今までの支援以外の補助は、実際には実施してきていないという状況でございます。

行田委員

立場や今までの経緯もあるので、そういう答弁になるのだと思いますが、今日は提案をさせていただきたいと思っております。

フリースクールに通う子供は、学校に行きたくない子供、LDや暴力傾向など千差万別なわけで、フリースクールが合う子供もいますし、合わない子供もおります。時代が

進み、義務教育の在り方も変わってきたわけですが、憲法の精神にのっとり基本精神は変わらないと思います。不登校やひきこもりの子供に対し今なすべき大事なことは、少しでも家から出すこと、そして最終的には教育現場で教育を受けさせることであると認識し行動することだと考えます。

そこで、公的な学校、フリースクールそして保護者の三者の合意による運営費の補助計画ということをご提案させていただきたいと思っております。例えば、1人の長期不登校児童がいたとします。まずは、保護者が子供と相談し、フリースクール登校の申請をフリースクールに出すと、フリースクールではその子供の状況を確認し入学を認めた場合に、公的な学校に申請をします。公的學校は三者同席の上、その子供に合ったフリースクールかどうかを検討し、さらに公教育が担保されると確認した場合に、フリースクールへの通学を承認します。これは三者で義務教育の責任を果たす体制となります。公的學校、フリースクール、保護者の三者で、子供1人の人権を守るために義務教育の責務を果たす体制であり、場合によっては、県教育委員会が最終決裁を行います。

費用につきましては、上限を定めた額が、県教育委員会から直接フリースクールに振り込まれるという仕組みであってもいいと思っております。どこに線を引くかにもよりますが、先ほど答弁いただきました人数ですと、大体3千万円から5千万円で年間運営できるのではないかと思います。市と県とどのように行うかということもあると思っておりますが、補助という考え方があっていいと思っております。

この仕組みであれば、公的學校は不登校児童・生徒をノーケアで、1回も出席していないが卒業させるということではなく、義務教育の責任を果たすことができます。また、保護者は、無視される傾向の強い公的學校との交流が深まるだけでなく、経済的負担を軽減できます。さらに、フリースクールは多様な生徒の受け皿として、安定した運営費により継続的に活動ができます。以上のような仕組みより、義務教育を担保することができると思われまますので、一つ提案させていただきたいと思っております。

学校教育法が改正され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の項目に、教育委員会の責任体制の明確化という項目があり、そこには合議制の教育委員会が自ら管理し、実行する必要がある事項を指定するとあります。地方分権の時代に、こうした法改正をどのように解釈し行動するかということは大事な視点であると思っております。

最後に、学校教育担当部長にお伺いしたいと思っておりますが、民主党・かながわクラブの倉田議員の質問に対する教育長の答弁は、不登校問題について各方面との連携の下、総合的に検討していくということでした。本日の議論、提案させていただいた内容を含め、公教育の在り方、今後の対策について御所見を伺いたいと思っております。

学校教育担当部長

私自身も、フリースクールを幾つか訪問させていただき、つぶさに現場の状況を職員から伺い、学校に行きにくい子供たちが過ごす場として、非常に重要な、貴重な場になっているということを実感しております。教育委員会とフリースクールとは、今までは少し距離があったようにも思いますが、本県では、全国的にも早い段階で連携の形をとり、先週の土曜日も平塚市を会場にした、高校進学等を考える中学3年生の不登校

の生徒あるいは保護者を対象にした情報説明会に足を運びました。また、今週の土曜日は会場を横浜に移し、フリースクールと様々に連携し、協働しながら動き始めたいと思っており、この流れを大切にしていまいりたいと考えているところでございます。もちろん、教育委員会としての公教育を担っていくという責務につきましては、委員より様々な御指摘をいただいたところでございますが、フリースクールは民間であり、様々な形の展開がございますから、そうしたこともしっかりと見極めながら進めていかなければいけないと考えております。

先ほど御提案のありました支援の在り方、仕組みにつきましては、制度的に可能かどうか、またそうした選択をすることが適切かどうかにつきまして、少しお時間をいただき相当慎重に考えていかなければいけないことだと認識しております。また、フリースクール、学校関係者、専門家の方々の御意見なども幅広く伺ってまいりたいと考えており、いずれにいたしましても、御提案いただいた部分を受け止めさせていただき、取組を進めてまいりたいと思っております。

不登校対策につきましては、私どもも非常に重い気持ちで受け止めており、今年の8月に発表された文部科学省の学校基本調査の結果には非常に厳しいものを感じております。全県くまなく各地域の中学校長会、小学校長会等にも足を運び、そういう中で県教育委員会としての危機的な意識や思いも率直に話をさせていただき、私どもも十分気付いていないようなことがないかどうか、意見をいただくというようなことも進めているところでございます。

御提案いただきましたことも含めまして、不登校対策を一層徹底してまいりたいと考えております。

行田委員

認識もよく分かりましたので、これからもよろしくお願ひいたします。

次に、児童・生徒の安全確保について伺います。

今定例会に提出されている定県第81号議案ですが、高校生が体育の授業中に調子が悪くなり、自宅に帰したが亡くなったということについての、和解の件がございます。

問題が起きた時の対処は、ケースが百様ですから、一律にどうこうするというのは難しいのですが、問題発生後の対処は現場でベストを尽くすことが重要です。一方で、問題発生前にその芽を摘み取ることにベストを尽くすということも大事なことで、各学校での教育内容やシステム等に対する指導が教育委員会の力の見せどころだと思っております。こうした問題の対処について、学校間で温度差があるのではないかという問題意識を持っております。そこで、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、児童・生徒が部活動等の学校管理下でけがをした場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済制度の災害支給金が支給されているということは承知しておりますが、この災害支給金の支給に関してお聞きしたいと思ひます。

生徒が学校管理下でけがをした場合、まず保護者が保険証を使い、自己負担金を立て替えて支払い、その後、災害支給金が支給されます。学校により支給に要する期間にばらつきがあると聞いており、通常1箇月半で支給されるはずのものが、学校によっては3箇月もかかる学校もあることを確認しておりますが、これはなぜなのでしょう。

保健体育課長

日本スポーツ振興センター法による災害支給金の支給のばらつきについてのお尋ねですが、例えば、小・中学校を例にとりますと、児童・生徒が病院等で受診した際には、保護者が医師から必要書類をもらい、それらを学校へ提出するという事になっております。その日が月の初めと終わりでは、支給までの時間に差が出ることはございます。学校や教育委員会での取りまとめの期間やセンターでの審査期間を勘案いたしますと、保護者が学校へ書類を提出して給付を受けるまで、おおむね2箇月から3箇月程度の期間を要しているのが現状でございます。

行田委員

私の持っているデータよりも当局の持つデータの方が正しいと思いますが、1箇月半のずれは恐らく何かのタイミングの違いなのだろうと思います。また、書類の記載ミス等の人為的なミスもあると思うのですが、けがの状況によっては、多額の費用を保護者が立て替えるという実態があると思いますので、学校間の格差はなくすべきだと思います。この辺の仕組みに関して説明をお願いしたいと思います。

保健体育課長

各学校のばらつきにつきましては、日本スポーツ振興センター法の中でも規定がございまして、条項の中に「速やかに支払うこと」と明記されており、保護者の負担を少しでも軽減するために、迅速な事務処理や支給が必要であると認識しております。学校においては、担当者や養護教諭が書類を書く際に、記載ミス等がなく速やかに処理できるよう、また、市町村で月ごとにまとめて処理する際にも、スムーズに処理が進むよう、市町村の主管課長会議等を通じて、迅速な処理を働き掛けていきたいと考えております。

行田委員

分かりました。学校間で温度差がなくなるよう徹底をお願いしたいと思います。

現在、児童・生徒の安全を脅かす様々な事件が多発しており、それゆえに様々な取組が行われておりますが、その中で、防犯教育についてお伺いしたいと思います。

防災教育は昔から具体的に行われており、私もずきんをかぶったり、机の下に入ったりしておりましたが、防犯教育はそうはなかったと思います。地域では、学校に親を呼び、不審者対応教室を行うなど頑張っております。本来、防犯教育は保護者が行うものであると認識しておりますが、やはり限界があります。そこで、小学校の段階から防犯教育を進めていく必要があると考えますが、現在、学校ではどのような取組が行われているのか伺いたいと思います。

保健体育課長

平成13年に大阪の池田小学校で痛ましい児童の殺傷事件があり、その後も、様々な事案があり、特に平成17年には、広島県と栃木県で同様の連れ去り殺害事件が続いておまして、学校においては、教職員ももちろんですが、防犯についての意識が非常に高まっております。そうした流れの中で、小学生の早い時期から危険を予測し、回避し、自分で安全に行動できるような力を身に付けるということはとても大事なことでございますので、学校では、学級活動、関連の教科、児童会活動等の中で、教育的な話題について各学年合同で取り組んでおります。また、総合的な学習の時間に通学路を見て回り、

危険な箇所を調べ、それをマップ化し発表するなどの取組を行っている所もあり、様々な場面で防犯教育は可能ですので、学校教育活動全体の中での取組が必要と考えています。具体的には、くらし安全指導員や警察等の外部講師を招へいしての各学校での防犯教室、緊急時の対応訓練、子ども110番の家の周知等の取組を行っているところでございます。

行田委員

様々な取組を行っていることが分かりました。これらの取組は非常に重要なのですが、国語や算数と違い体系的ではありません。地域によって通学路が違うわけですが、体系的でないがゆえに、各地域に任せ切ってもいいのであろうかと思えます。ある地域では一生懸命取り組んでおり、先ほど触れたような事件がありますと、その周辺はとても安全になっていくという現実があります。しかし、大丈夫だと言っている地域で急に事件が発生することもあるわけで、県の教育委員会として、こうした温度差に対して、ベースとなる教育体系を浸透させていく必要があると考えておりますが、その点いかがでしょうか。

保健体育課長

地域での取組の差を埋めることや、各学校が強力な指導体制を持って教育に当たることは大変重要だと思っております。各学校が同じような形で内容の濃い授業を行うためには、やはり指導内容が求められますので、私どもとしましては、平成13年の大阪の池田小学校の事件を踏まえ、学校の安全管理マニュアル作成のための指針を作成し、その後、各学校の地域特性等も踏まえたマニュアルを作成することが必要であろうということで、平成17年3月に学校の安全管理マニュアル作成の手引きを作成し、併せて、教員が防犯教育をしっかり指導できるよう、指導資料の作成・配布を行いました。

市町村教育委員会にも、小中学校の指導が徹底できるよう、万全の対策をお願いするよう通知し、その中で通学路の安全マップの作成方法等、具体的な取組も紹介しまして、即効性ある対策づくりをお願いしております。また、この他にも防犯教室等を行っておりますが、いずれにしても、こういった学校での取組が家庭にも御理解いただかなければいけないと思っております。また、地域に対しまして、学校ではこのような取組を行っているということを周知する必要もありますし、地域の方々に協力をいただくということも必要であります。こうした取組をトータルに進めながら、そういった温度差を解消していきたいと考えております。

行田委員

分かりました。

安全確保に関して、次に実社会の仕組みに関する教育について伺いたいと思えます。

生徒たちが、社会に出た際に、安心して働き暮らしていくことができるようにしていくための教育の必要性を非常に強く感じています。例えば、消費者問題や消費者保護について考え、年金制度をはじめとする社会保障制度等について教えていく必要があるのではないかと思います。総合学習や政治経済の教科書を見ましたが、内容はこれで十分とは思えません。学科を選択しない生徒は教育を受けることも恐らくはないのではないかと思います。また、こうした教育の取組には学校間の温度差もあるのではないかと思っ

ています。そこで、現在、県立高校ではどのような取組が行われているのかについて伺いたいと思います。

高校教育課長

消費者問題や消費者保護につきましては、教科の位置付けとしまして、公民科の「現代社会」、「政治経済」、家庭科の「家庭基礎」、「家庭総合」及び「消費生活」、あるいは商業科の科目の中で学習しております。その学習内容としましては、例えば家庭科の中の「消費者の権利と責任」という項目において、いわゆるキャッチセールス等の悪質商法への具体的な対処法や、ローンやクレジットの仕組みについて学習しております。また、消費者問題についての最新情報を、消費生活センター等のホームページを活用して生徒が発表する学習や、金融に関する小冊子を活用して生徒自身が自分自身の生活を見直しながら自立した消費者となるような学習を進めている学校もございます。さらに、社会保障制度や公的年金制度につきましては、公民科の「現代社会」、「政治経済」、家庭科の「家庭基礎」、「家庭総合」の中で一部でございますが学習しているところでございます。例えば、家庭科の中の「人の一生と家族・家庭」という項目で、家庭生活を支える社会保障制度や社会福祉について学習しており、また、「高齢者の生活と福祉」という項目では、公的年金制度を含む高齢者福祉に関する法律や制度の趣旨・理念について学習を進めております。また、今年度から教育委員会では、特色ある県立高校づくりの事業の一つとしまして、シチズンシップ教育推進校として8校を指定しており、その中の小田原城東高校と金沢総合高校におきまして、多重債務、クーリング・オフ、金融教育の研究を、また、金沢総合高校におきましては、株式に関する研究を進めておりますが、学校によってまだまだ温度差があるという状況はございます。

行田委員

県立高校の授業の中に取り込んでいることは分かりました。こうした教育は、高校生が社会生活のスタートラインにつけるようにしてあげるための重要な教育だと思っております。生徒の理解を深めるために、教材の工夫や外部講師の活用も必要ではないかと思っております。他方、県では自立した消費者を育てるために、「DESIRE」という冊子を作成し、全県立高校に配布していると伺っておりますが、これを読んでみますと、非常に分かりやすい内容だと思えました。ただ、確認しましたら、こうした冊子は1年生の時に配られて終わりということらしいのです。こうした冊子をもっと活用し、生徒たちが被害に遭わないようにすべきだと思うのですが、この辺いかがでしょうか。

高校教育課長

消費者教育資料「DESIRE」は県民部消費生活課が作成しており、毎年全県立高校に、生徒用として1学年分を配布しているところでございます。作成に当たりましては、県立高校の教員もワーキングメンバーとなり、生徒の実態に合わせて消費者教育の基礎的内容であります契約の成立やクーリング・オフの仕組みから悪質商法の具体的事例や電子マネー等の最新情報を盛り込んだ内容となっております。また、漫画やクイズ等の様式を取り込み、生徒の興味や関心を引くような、分かりやすい構成となっております。

同時に、「DESIRE」の説明書ともなる教師用資料「消費者教育サポートブック」

も各校に10部程度配布しておりまして、授業やホームルームで多くの学校が利用しております。しかしながら、委員御指摘のとおり、冊子の活用については十分でない学校もあると聞いておりますので、県立高校の校長を対象とした教育課程説明会等の場で、すべての学校において「DESIRE」が活用されるよう指導してまいりたいと考えております。また、この冊子を活用した授業実践例を研修会等で紹介していきたくと考えております。さらに、消費生活課との連携を深め、冊子の内容がより充実したものとなるよう協力するとともに、学校に対し、消費生活アドバイザー、司法書士、弁護士等外部講師の活用を呼び掛け、総合教育センターで行っております教員向け研修への積極的な参加につきましても働き掛けていきたくと考えております。

こうした様々な取組を通しまして、県立高校の消費者教育等に関する学校全体のレベルアップを図っていきたくと考えております。

行田委員

分かりました。はじめにお話ししましたように、現状ではやはり取組には温度差がありますので、県教育委員会はリーダーシップを発揮し、各学校における取組の充実を図るべきだと思います。

児童・生徒の安全確保や学校間の温度差の解消に向け、教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、学校教育担当部長にお聞きしたいと思います。

学校教育担当部長

子供たちの安全確保を図る取組を学校教育の中にしっかり位置付け進めていくことは、学校教育にとって大変重要な事項であると認識しております。そういう中で、小・中・高と段階がございますので、発達段階に応じた指導も必要でございますし、先ほどの保健体育課長の答弁にございましたように、こうした教育は、実践的で具体的な内容でより効果が上がると考えております。警察やくらし安全指導員を招いた防犯教室では、実演を織り交ぜた内容により、大変効果が上がっているという話も聞いております。

委員御指摘の、各学校の取組の温度差につきましては、決して良いことではないという認識はしっかり持っているところでございます。そこで、県内の小中学校の安全あるいは防犯を担当する教員を対象とした防犯教室講習会の開催や各市町村教育委員会の主管課長会議等を通じ、危機意識を持って一緒になって取り組んでいけるよう働き掛けてまいりたいと考えております。

何かが起こってからでは遅いので、そうした取組を丁寧に積み上げていくことが重要だと認識しております。そうしたことを各学校や各市町村に十分に伝えてまいりたいと考えております。

行田委員

分かりました。

最後に、ICT教育に関してお聞きしたいと思います。ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーということでございますが、そういう教育を国が進めようとしています。

文部科学省が全国の公立小・中・高校等を対象に、今年3月に実施した調査では、コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は7.3人ということです。国が平成13年度に策定し

た「E-Japan戦略」では、平成17年度までに5.4人に1台を標ぼうしました。しかしながら、現在はそこまでいっておりません。そこで、本県の状況を確認させていただきたいと思います。

高校教育課長

本県の教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数は8.3人という現状でございます。全国では、5.7人に1台という割合であると聞いております。

行田委員

厳しい状況にあるということだと思います。この「E-Japan戦略」では、校内LANの整備を100%にするということでしたが、LANの整備率は全国平均で56%ということですので。本県ではどのようになっているのでしょうか。

高校教育課長

平成18年3月で、県立高校の校内LAN整備率は62.1%と聞いております。

行田委員

ICT教育がなぜ今叫ばれているかと言いますと、ICTを活用した教育では、児童・生徒の理解力が飛躍的に上がっていくと言われております。

独立行政法人メディア教育開発センターの調査結果によりますと、ICTを活用した授業を受けた生徒はそうではない生徒のテストの平均点と比べ、100点満点で11点も高かったということです。ICT教育は進めていかなければいけないのですが、財政的な問題もある中で、今後どのように整備していこうと考えているのでしょうか。

高校教育課長

ICTの環境整備につきましては、県立高校の現状を申し上げますと、すべての県立高校でコンピュータ教室からインターネットに接続して授業で活用できる環境になっております。また、コンピュータの整備につきましては、台数的には不足している部分がありますが、普通科高校では、平成13年度にコンピュータ教室に40台整備し、授業では生徒1人に1台ずつコンピュータを使って学習できるような整備をさせていただきました。また、コンピュータ教室以外の普通教室においてもコンピュータによる授業を行えるよう、平成16年度からノートパソコンの整備を今進めており、平成21年度までに1校当たり54台を整備し、発表形式、グループ形式等の多様な学習活動に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

普通科高校以外の総合学科高校等、新しいタイプの高校では、様々なICT関連の専門的な科目、グラフィック、映像編集等の高度な演習が行えるマルチメディア教室や、語学演習等が行えるCALL教室の整備を進め、各学校で様々なICT教育に取り組んでいただいておりますので、今後もこういった整備をできる限り進め、ICT教育を充実させてまいりたいと考えております。

行田委員

予算の問題もありますが、時代はICTの流れにありますので、国にも働き掛けながら、早い時期に目標を達成できるよう期待していききたいと思います。

行田委員

先ほど、ICTについての質問と答弁がありました。ITを駆使して授業を行い、生徒とコミュニケーションを図ることがICTだということでした。また、学校間のネットワークを整備するという話がありましたが、この整備を行う目的についてお聞きします。

教育政策課長

教育委員会ネットワークはITを活用した教育の推進に必要な環境の整備、そしてセキュリティの向上を目的とし、更には事務の効率化の機能を持たせた上で、既に県立学校をネットワークで結んでおります。

行田委員

ネットワークは県が整備し、パソコンは無いので先生が個人で持ち込みつないでおりますが、これはセキュリティ上非常に問題があるのではないかと思います。

先生がUSBに入ったデータを無くしたという記事が、数日に1回は新聞で出ており、私の近所でもそのようなことがありましたが、学校の情報はある意味高度な機密だと思うのです。このセキュリティについて、安全が確保されているのかどうかをお聞きします。

教育政策課長

セキュリティにつきましては、県立学校の間を外部から侵入できないような形で結んでおまして、いわゆるコンピュータウイルス、不正アクセス等に対する防御機器を設置しております。また、学校では生徒の個人情報をネットワークセンターで集中管理し、それらのデータを暗号化し、あるいは持出制限等の必要な措置を講じております。

行田委員

外から侵入できないことはよく分かるのですが、先生が個人で持ってきたパソコンやUSBからデータが流出するということが非常に問題であって、集中管理ということですが、学校では一体何を管理するのでしょうか。

教育政策課長

本来であれば、公的なパソコンを用意するのが一番良いのですが、なかなか現状では整備ができない状況でございますので、個人のパソコンを持ってきていただきますが、その際には、勝手に持ち込むということではなく、申請し許可を受けることが必要です。また、個人情報等のデータの管理はネットワークセンターで集中管理をしていくという考え方でございます。

行田委員

なかなか納得できない答弁です。現実にお金が無いということもあるのですが、早く整備しなければいけないと考えています。パソコンの持ち込みを許可するということは、これは教育委員会としての公の責任になるわけで、許可後のチェックを毎日のように行わなければいけません。今、企業におけるセキュリティ管理は大変厳しく行われており、パソコンの中にハードディスクが入っていないパソコンまで開発され、データを残せないようにしているような状況ですから、今の状況ではかなり厳しく、しっかりし

た対策を講じなければいけないと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

総務課長

ネットワークにつなぐパソコンにつきましては、どのようなデータをそのパソコンで取り扱うかについての基準を決めております。また、情報をすべて洗い出し、守らなければいけない個人情報を持ち込んだパソコンに入れてはいけないということを守らせております。具体的には、センターにあるサーバーの中に貴重な情報が集中的に管理され、そこが貸金庫のようになっており、必ずそこでセキュリティが守られております。

持ち込んだパソコンをネットワークにつないだ時には、セキュリティソフトが無いパソコンはセンターで検知されつなぐことができず、また、ネットワーク上でもウイルスチェックを行っており、ネットワーク全体でセキュリティ管理を行っております。

行田委員

分かりました。セキュリティ上問題があるパソコンを使えないようにしているということは分かるのですが、許可されているパソコンはセンターにアクセスできるわけですし、今度は倫理の問題になってくるわけです。私が心配しているのは許可を受けているパソコンであって、そういったパソコンのチェックやフォローについて非常に気になるところですが、その点はいかがでしょう。

総務課長

委員お話しのとおりでございまして、セキュリティに対応する道具がありましても、それを使う人間側がしっかりしなければ不祥事が起こります。例えば、センターで管理するデータを自宅に持ち帰る必要がある時は許可を受け、暗号化したデータをUSBに記録することが決められておりますが、ルールを守らない人間が事故を起こしてしまいます。したがって、私どもとしてはこうしたルールを徹底するため、あらゆる階層の研修を実施しております。

行田委員

明解な答弁ですが、できるかどうかについてはかなり難しいところがあります。少し角度を変え、先ほどセンターサーバーの話が出てきましたが、非常に高度な機密を管理するサーバーはどの位のレベルで管理されているのでしょうか。例えば、災害時のネットワークの管理はどのようになっているのでしょうか。

総務課長

ネットワークそのものの安全性や耐久性はとらせていただいております。

行田委員

バックアップの話です。企業で情報機器を使う会社では、A地点、B地点、C地点、中には海外にまでデータをバックアップするということであり、ネットワークをつなぐということになってきますと、データのバックアップは大変大事な話になってきます。そこまで含めた取組をしなければ、ネットワークを整備するという話は終わらないと思うのですが、この点はいかがですか。

総務課長

バックアップは当然とっておりますが、委員のお話は他の場所にデータを保管するという事だと思えます。知事部局の情報システム課では、業者に依頼し、かなり強固に

バックアップを定期的に行っておりますが、子どもはまだそこまではできておりません。ただ、こういう話は確かにやればきりがいい話もいろいろございます。

行田委員

スタンドアローンの状況ではなく、ネットワークにつながりということは双方向で動くわけですから、情報が無限に広がっていくわけです。学校の場合は、この情報が個人情報であるということが一番重いので、バックアップも含めたセキュリティに関して、十分注意していただくとともに、予算をしっかりと付けていただき、先生1人に1台が回るような形で取り組んでいただきますよう要望します。

川上委員

高校進学率についてですが、私の記憶違いでなければ、昨年度の入試では進学者が多く、受入がなかなかできず、定時制等の人数を増やすなどの方法で対応し、確か進学できない生徒もいたやに記憶しております。そこで、昨年度の実績を踏まえ、今年度はどのように対応するのかお聞きします。

高校教育課高校教育企画室長

平成19年度の入学者選抜実績につきましては、県内の公立中学校からの入学者数は前年度比89.3%と、少し下回ったという状況でございます。

公立・私立高校の定員割振につきましては、設置者会議を開催し、今年度につきましては、定時制の生徒の約半数が全日制を希望しているという実態もございますので、設置者会議の中ではそういったことも申し上げ、昨年度同様の60.6%ということで合意しております。

奨学金を大きく増やし、あるいは学費補助については県民部の予算を増額するなどの施策の中で、全日制への進学が伸びていないという事実もございます。また、私学の受験者そのものはかなり増えておりますが、最終的には公立高校を選択し、私立高校になかなか残らなかったという事実もございますので、そういった経過も含め、今後はいろいろな手立てを講じながら、公立・私立高校で全日制の進学率が向上するよう、また定時制については、県教育委員会としてできるだけの手立てを講じて、昨年度のような混乱が起きないように努力をしてまいりたいと考えております。

川上委員

いろいろな手立てを講じるということですが、昨年度の経験を踏まえ、公立高校と私立高校を合わせ、全員が全日制、定時制、通信制のいずれかの高校に入学できるという見通しですか。

高校教育課高校教育企画室長

選抜制度でございますので、自分が希望するコースに入学できるかどうかということは別問題でございますので、可能な限り生徒の希望にこたえることができるよう引き続き努力していくということでございます。あくまでも選抜でございますので、落ちる生徒がないということは申し上げられません。

川上委員

いずれかの高校に入学できる、生徒数に対する枠は確保されているのでしょうか。

高校教育課高校教育企画室長

公立高校の定員枠は決めております。しかし、私立高校につきましては、認可定員の範囲内ということで、この認可定員の中で私立高校が一生懸命努力していただければ、進学率は更に向上していくと思っております。

川上委員

公立側では、何とか私学の方で引き取ってくれと言うことは分かりますが、問題は授業料の関係で、神奈川県の場合には、公立高校と私立高校では授業料に相当な差があります。そうしますと、私立高校ではある程度の学費を納めてくれる家庭の子供しかとってあげられなくて、ここが神奈川県の問題点でもあります。私立高校に言わせれば、公立高校は授業料が安いから、もっと頑張ってもらわなければ困るという話があるのですが、この点についてはどうなのでしょう。

高校教育課高校教育企画室長

公立高校につきましては、全日制に限れば、定員枠を若干ですが上回って受け入れているということで、精一杯努力させていただいておりますので、私立高校に入学する生徒につきましては、奨学金や学費補助等を通して、引き続き努力してまいりたいと思っております。

川上委員

私立高校の問題は県民部が所管ですから、これ以上は質問しません。

私の記憶では、県立高校であれば授業料が30万円で済むところ、私立高校は最低でも80万円と、約3倍の授業料が必要だということです。ですから、私立高校への助成を県が行えば、私立高校としても頑張ると言っております。私立高校は県民部で公立高校は教育局とは言いますが、子供たちにとっては違いがないのです。神奈川県民であるわけですから。

子供たちが進学できないということは、昔と違い大変問題です。不登校やいじめの問題も大事ですが、進学意欲があるにもかかわらず進学できないという状況は、私立高校は県民部の所管だとは言いますが、神奈川県教育行政はやはり教育局が担っているわけですから、公私立合わせて必ず高校に進学できる体制にさせていただくよう要望して終わります。

6 次回開催日（10月9日）の通告

7 閉 会

委 員 長

署名委員

署名委員